

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (41)

小早川義則

Brown v. Walker, 161 U.S. 591 (1896)

—カウンセルマン判決を考慮した1893年改正
正免責法は第5修正の自己負罪拒否特権に違反
しない

【事実】

本判決は、人身保護令状とのかかわりでBrown (X) の身柄を被申立人である執行官 (marshal) に委ねるとの巡回区裁判所の命令に対する上訴である。Xは、A鉄道会社の幹部らに対する州間通商法違反関連事件でペンシルヴァニア州西部地区地方裁判所に大陪審面前での証人として召喚された。Xは召喚令状 (subpoena) に応じて出頭し同社の監査役 (auditor) であり、同社幹部の決算報告書および1884年と1885年の同社の貨物輸送部門の決算報告書を監査してい

たと証言した後で、次のような質問を受けた、すなわち、A鉄道会社は1894年7月、8月および9月の間にBuffalo行きLow Grade Divisionのどこかの地点からUnion石炭会社の石炭を輸送する際に法定料金より安い料金を輸送したことがあるかどうかを知っていますか？この質問に対し彼は次のように答えた、すなわち、誠に申し訳ありませんが、お答えすると私自身を非難し罪を問われるおそれがありますので答弁をすべて差し控えなければなりません (I must decline to answer, for the reason that my answer would tend to accuse and incriminate myself.)。彼はさらに次のように質問された。A鉄道会社は1894年、Buffalo行きLow Grade Divisionのどこかの地点でUnion石炭会社の石炭の輸送に対して何らかのリベート払戻しないしコミッションを支払いましたか、そしてUnion石炭会社は通常より安い料金を石炭を輸送しましたか……？この質問に対しても彼は先に述べたのと同じ理由で答弁を拒否した。

大陪審はこれらの質問と答弁を裁判所に報告し適切と思われる命令を出すように求めた。この報告書の提出を受けてXは裁判所からなぜ上記質問に答えないのかその理由を出頭して説明するように命じられ説明しないと法廷侮辱罪に問われるとされた。その理由を説明する審問手続きにおいて彼の言い訳 (excuses) は不十分と認定され質問に答えるように命じられたが彼はそれに応じなかった。その結果、彼は法廷侮辱罪に当たるとされ5ドルの罰金刑を払うように命じられ、上記質問に答えるまで身柄を拘束された。

そこで彼は、巡回区裁判所に人身保護令状の発付を求めた。令状は発付されて審理手続きが開かれ1895年9月11日に申請却下の命令が出され彼は再びmarshalに身柄を委ねられた。

これに対し、Xは合衆国最高裁に上訴した。Brown裁判官は、上記事実を述べた後で、法廷意見を言い渡した。

【法廷意見】

原判決維持。 本判決は、“何人も刑事事件

において自己に不利益な証人となることを強制されない”と宣言する第5修正の条項は“何人も、州間通商委員会の面前での……証言……その他が自己負罪……のおそれがあるという理由で出席を免除され……ることはない。しかし、何人も、そのような委員会面前での証言や行為、事項などを理由に訴追されたり刑罰または没収を科せられることはない”と定めている連邦議会の1893年2月11日制定法と相いれない(incompatibility)かという主張にかかわりがある。この制定法は、証人によってなされた証言は……合衆国裁判所のどの裁判所のいかなる刑事事件においてもおよそ彼に不利に用いられないと規定する従前の改正制定法第860条は合衆国憲法第5修正が意図した証人に対する完全な保護を提供していないと判示した1892年のカウンセルマン判決(Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547)での当裁判所の見解を考慮して(in view)制定されたものである。同判決の要点(gist)は、第860条に言及したBlatchford裁判官の法廷意見の中に示されている、すなわち、“彼に不利益な証拠として用いられうるそれ以外の証言を探し出すために彼の証言を用いることを禁止できなかったし禁止しようとはしなかった。……そして当事者や証人が彼になされた質問に答えた後で彼を刑事訴追にさらす余地のある制定法は合衆国憲法によって付与された特権に代わる効果はないというのがわれわれの明確な意見である。改正法第860条は憲法が守ろうとした危険からの完全な保護を証人に提供していないので憲法の禁止規定に十分に代替しない。憲法の規定からすると、制定法の規定が有効とされるためには質問に関係する犯罪に対する将来の訴追からの絶対的免責が提供されなければならない”というのである。

この文言から推論できるのは、もし制定法がそのような将来の訴追を絶対的に禁止する免責を提供しているのであれば、証人は証言を強制されるということである。カウンセルマン判決が大いに依拠したEmery's CaseとCullen v. Com.において、憲法によって提供されている特権の利用が証人に十分かつ広範囲に保障されている

のであれば、基本法の要求する保護を受けることを断念する(forego an appeal)よう証人に求められうることが暗示(intimated)されていた。このような憲法の規定の解釈に合致するために、証人が証言するかもしれない行為(transaction)を根拠とした訴追を証人に免除する前記制定法が連邦議会において可決されたのである。

何人も自己自身を非難する必要はない(Nemo tenetur seipsum accusare)という格言は、ヨーロッパ大陸の制度や1688年のイギリス王朝(English throne)において古くから存在していた被告発者(accused persons)を糾問的でかつ明らかに不当な方法で尋問するという当時の慣行に対する抗議にその起源を有する。そして恣意的権力の行使を防止するための付加的障壁の建設はイギリスでも珍しいことではなかった。被告人(the prisoner)の承認や自白は任意にかつ自由にされたとき、それは負罪的証拠のはかりの中で常に高い地位を占めていたけれども、証人が捜査中の犯罪とのかかわりを説明することを求められると、証人に不当な圧力をかけ彼がおどおど(timid)したりためらったりすると威圧(browbeat)してコーナーに追い込み罠にかけて虚偽の決定的な矛盾供述を引き出す誘因が生ずる、彼への質問はこのような糾問的(inquisitorial)性格を有すると考えられた。このことはSir Nicholas Throckmortonやピューリタンの牧師Udalなど初期の痛ましい公判で有名となった、そしてこのような制度が憎悪されその完全な廃止が要求されるに至ったのである。この点におけるイギリスの刑事手続きの変化は制定法や裁判所の意見によるものでなく人民の要求に裁判所が次第に応じ(general and silent acquiescence of the courts)たことによる。しかし、どのような経緯で採用されたにせよ、それはアメリカにおけると同様、イギリスの法制度(jurisprudence)に確固として根付いている。古い制度の非道性(iniquities)はイギリス領植民地のアメリカの人々の心の中に深く刻まれていたので、被疑者(the accused)を取り調べる権利の否定をアメリカの各州はその基本法の一部

とした、したがって、イギリスにおいて単なる証拠法則にすぎなかった格言はこの国において確固とした憲法上の地位を付与されたのである。

しかしながら、一般的ルールは厳格であるけれども、判例の中にはこのようなルールを適用せず例外にあたるとして取り扱うものがある。これらの判例はすべて、要求された証言が証人に対する刑事訴追の根拠として用いられないのであればこのようなルールは適用されないとしている、その目的は、証人自身を保護することでありそれ以外の者を保護することではないからである。

1. それ故、証人自身が自らの特権を放棄するのであれば、特権は彼を保護するためのものであり他の者を保護するためのものではないから、むしろ彼はそうにすることができる、そして証人が犯罪との結びつきを明らかにするのであれば途中でやめることは認められず、全面的な暴露 (disclosure) をしなければならない。したがって、被告人に自己自身のために証人台に立つことを認める現代の制定法の下では、彼は自己の供述に関して反対尋問にさらされることになる。

2. 証人が尋問されている犯罪への訴追が公訴時効法 (statute of limitations) によって禁止されているのであれば、同一の理由で彼は答えることを強制されることになる。

3. 証人の答弁が彼を恥ずかしめ (disgrace) たり彼に汚名 (disrepute) を着せるのに役立ち、かつ求められている証言が公判での争点に重要 (material) であれば、圧倒的多数の判例は、たとえその答弁が事件 (の解決) に影響するものでないとしても、彼は証言することを強制されるとする。証人に答弁を強制できるその範囲は立法の権限内にある。

4. 証人がすでに恩赦 (pardon) を受けていたのであれば彼はもはや特権を主張できないというのが上述の命題の必然的帰結 (a necessary corollary) である。彼はそのような犯罪に関しては、それらが決して犯されていなかったかのように証人台に立っているからである。

上に引用した判例はすべて、自己に不利益な証言を強制されないという憲法の規定はそのような暴露 (exposure) から生じる証人への法的損害 (legal detriment) を前提としている。合衆国憲法の最初の8個の修正条項の目的は、母国の法制度 (jurisprudence) において完全に定着していた自然法 (natural justice) の原理を基本法の中に具体化することだったので、イギリスの裁判所によってこれらの原理に与えられた解釈は彼らは何を確保し何を制限しようとしたかを示す有力な (cogent) 証拠である。

カウンスelman判決において宣告された原理を拡大することの危険は、感傷的な理由や想像的な危険から証人を保護するという全く空想的な理由で特権が利用されうる (may be put forward) ことにある。訴追免除を証人に保障するという本件で問題とされている制定法は、一般的な大赦 (general amnesty) でありイギリスやこの国において珍しくはなかった。大赦 (general pardon) と恩赦 (pardon) には事実上の差異はない。連邦議会の全能 (omnipotence) を考えると、このような制定法を解釈するイギリス裁判所の判例は本件ではほとんど価値はないけれども、この国と類似の制定法の下でなされたこのような判断はその合憲性を支持 (in favor of) しているというのがわれわれ全員一致の見解である。

この点に関し「証人は連邦政府によって訴追免除を付与されているけれども、州の裁判所での訴追免除を付与されていないと主張されている。われわれは、この主張の説得力 (force) を評価することはできない。確かに憲法は州の裁判所において証言する証人には機能しない、最初の8個の修正条項は連邦議会と連邦裁判所の権限のみを制限しているので第14修正が適用される場合を除き、それらは州に適用されないとわれわれは判示してきたからである。しかし、連邦法の適用可能性に関してそのような制限はない。憲法第6条は、この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律、および合衆国の権限に基づいて締結されまた将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。各州の裁判

官は、各州の憲法または法律中に反対の定めがある場合といえども、これに拘束される」と宣言しているからである。

問題の制定法には連邦裁判所においてのみ適用されるという示唆はない。それは広く“何人も自己負罪を理由に州間通商委員会の面前での出席や証言を拒否できないが、証言にかかわる行為、事項その他を理由に訴追されることはない”と規定するにとどまる。

本件において州間通商違反の告発、とりわけUnion石炭会社の石炭を運送するA鉄道会社が違法な割引運賃で石炭を運送したウエリバート等を得ていたと告発された事件を捜査中の大陪審面前に同鉄道会社の監査役であったBrownが証人として喚問された。そして彼は同社の運送部門の会計簿の監査をしており、Union石炭会社に有利なそのような差別的運賃（discriminating）について知っているかと尋ねられた。答えれば罪を問われかねないとの理由で彼は証言を拒否した。

禁止されているこのような契約をして金を受け取りそれを払い戻したりする権限が彼になかったのは明らかである。しかし、たとえそのような権限があるとしても彼は法律に違反する当該犯罪の最高責任者（the chief）でなかったし、彼の主張する特権は鉄道会社幹部への規定違反の告発に対し答弁をさせない楯（shielding）とするためのものであった。付与された免責にもかかわらずこれらの質問に答えることによって彼は不名誉にさらされるとの主張を容れるのは、制定法の文言を曲解することとなろう。憲法の規定は市民の最も価値ある特権のひとつと考えられているが、その目的は制定法上の免責によって十分に達成されている、それ故、われわれは、証人は答弁を強制されるという意見である。

【Shiras裁判官の反対意見】（Gray, White両裁判官同調）

合衆国憲法修正5条が何人も刑事裁判において自己に不利益な証人となることを強制されないと規定したとき、すべての人はそのような不

可侵の特権（immunity）を有するということだけでなく、このような特権は議会の行為によって剥奪されたり損なわれたり（be divested or impaired）してはならないというのが彼らの意図であったことは余りにも明白である。

議会は1893年2月11日法によって、何人も州間通商委員会の面前で出席して証言をすることを免除されないと規定していた。本件において証人になされた質問は彼を罪に陥れるのに役立つものだった。ブラウンは同委員会で憲法上の特権を行使して答弁を拒否したため裁判所によって侮辱罪に当たるとされ罰金の支払いを命じられ質問に答えるまで投獄された。

本件での問題点に言及する前に若干の判例を検討するのが相当（well）であろう。この憲法上の規定が初めて検討されたのは1807年のヴァージニア州合衆国巡回区裁判所での手続きにおいてであった。合衆国が平和状態にあった当時のスペイン王の領土メキシコへの遠征（military expedition）方法の準備をしたという反逆罪（treason）および軽罪（misdemeanor）でBurr男爵は起訴され審理され、そして同事件で犯罪の必要不可欠な部分を構成する事実を明らかにする答弁を裁判所は証人に強制できないと判示された。答弁がどのような結果をもたらすかを証人は自分で判断しなければならない、そして証人が出頭して宣誓した後で答弁すれば自己を非難することになると述べれば答弁を彼に強制できないと判示されたのである。

ボイド判決（Boyd v. United States, 116 U.S. 616）では1874年6月22日法第5節の有効性が問題とされた。当事者の商品の没収を正当とするために適用されると同条項は第4修正および第5修正に違反し無効であると判示された。最近のカウンセルマン判決（Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547）では通商を規制する制定法に違反したとされる事件を捜査中の大陪審面前での手続きが問題とされた。C.カウンセルマンという人物が大陪審の面前に出頭し宣誓した後で自己負罪のおそれを理由に答弁を拒否した。イリノイ州北部地区合衆国地方裁判所はカウンセルマンを法廷侮辱罪で有罪とした。これに対しカ

ウンセルマンが人身保護令状を求めて合衆国巡回区裁判所に上訴した、そして同巡回区裁判所は、地裁は法的権限を行使したにすぎないとしてカウンセルマンの申立てを却下した。カウンセルマンが当裁判所に上訴したところ、Blatchford裁判官は連邦憲法と類似の憲法を有する州での州判決を詳細に検討した後で法廷意見を言い渡した。憲法上の特権は真の有罪者と同様に無辜のものに対する楯となることを意図していた。彼自身しか知らない事実の情報を明らかにすることを強制されることになれば、完全に無実の者であっても自己自身を非難し断罪されることにも (even condemnation) なりかねない、一たんそのようなことを暴露するとその後は一貫して無実の主張を続けることができないと判示されたのである。本件でも同様に控訴審判決を破棄すべきである。

【Field裁判官の反対意見】

合衆国憲法第5修正は、刑事事件で証人として喚問された何人に対しても刑事上の訴追に導かれうる何らかの行為に関する証言を強制することを禁止し、証人の絶対的な沈黙の権利を保障している。それは、議会の法の及ばない (beyond) 訴追免除を証人に保障しているのである。

第5修正はまた、暴露された事実が刑事訴追に導くことがないとしても、汚名や不名誉にさらすような証言を強制することを禁止し証人を保護している。すべての人は負罪的供述を強制されないことがコモン・ローによって保障されている。強制的な自己負罪の拒絶を正当とするのはわれわれの文明化された社会の確立した原理である。弁護人が主張するように、それは一方における個人の自由の精神に反対する勢力と他方における州の集団的権力との間の永年にわたる闘争の結果である。自己の有罪を認めるように人に強制することの内在的残虐性はすべての人にとって明らかである。自己自身を罪に陥れるよう強制する際の品位の墮落感がそのことをやり遂げようとするコミュニティにおいて嫌悪感を生み出したに違いない (A sense of per-

sonal degradation in being compelled to incriminate one's self must create a feeling of abhorrence in the community at its attempted enforcement.)。自己負罪の強制を非難する原理は多くの判例において宣言されている。自己負罪を禁止するルールは偽証を促すことになるのでポリシーに反する、それは法が禁忌 (abhors) する強制による自白を強いる (extort) ことになるので人間性に反するということのである。

しかし、議会の免責法に反対するもう1つの決定的理由がある。それは、要するに、法に反した犯罪者に対し彼らが質問に完全に答えるという条件下に恩赦 (pardon) を与えようとするのであり、それは犯罪者に対し若干の条件に従うことを前提に彼の犯罪を処罰しないことを宣言するのである。このような処罰からの個人の法的免除 (legal exemption) を何と呼ぶにせよ、それは恩赦である。そして大統領だけが合衆国に対する犯罪に対する刑の執行延期や恩赦 (reprieves and pardons) を認める権限を有している。この大統領の権限は立法府のコントロールを受けない。上告人に要求された命令は、それ故、われわれの見解によれば破棄されるべきである。

【研究】

本判決は、A鉄道会社が違法な割引運賃で石炭を輸送したうりべート等を得ていたという事件を捜査中の大陪審に証人として喚問された同会社の監査役が「1893年免責法」¹⁾ による免責付与にもかかわらず自己負罪を理由に証言を拒否した事案につき、上記免責法の合憲性を肯定したうえで答弁拒否はA会社幹部への証人喚問の楯になることを意図したものとして証言を命じたものである。

ところで、合衆国最高裁は1892年のカウンセルマン判決²⁾ において本判決と同じく州間通商法によって刑事犯罪とされている割引運賃の実態調査をしていた連邦大陪審での証言を裁判官によって命じられていたカウンセルマンが第5修正の自己負罪拒否特権を根拠として証言を拒否し法廷侮辱罪に問われたため人身保護令状

の発付を求めて異議申立てをした事案につき、全米各法域での憲法上の自己負罪拒否特権の文言を精査したうえで刑事免責法が有効とされるためには関連犯罪を含めた将来にわたる絶対的な免責が付与されていなければならないとして原判決を破棄した。

この全員一致の判決を受けて制定された

「1893年免責法」の合憲性を5対4で肯定したのが本判決である。その後、同法に準拠した形で免責法がさまざまな分野で立法化されることになる³⁾。そして当時の冷戦下に「1954年免責法」の合憲性が争われたのが別途紹介する1956年のUllman v. United States, 350 U.S. 422⁴⁾である。

1) 榎本雅記「刑事免責に基づく証言強制制度 (2)」名城法学第55巻第2号35、42-44頁 (2005年)。

2) *Counselman v. Hitchcock*, 142 U.S. 547 (1892)。本判決につき詳しくは、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (40)」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。

3) 榎本・前掲 注1) 45-46頁。

4) 小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (42) — 1954年免責法は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない」名城ロースクール・レビュー第33号 (本号)。

(2014年12月25日稿)